

補助対象経費(※1)	内容
謝金	講師等への謝礼金
旅費	講師等の交通費、講習を受ける際の交通費等
使用料及び 賃借料	会場、機材、車両等の借上げ料等
委託料	外国人材の母国語への翻訳料等
需用費	消耗品費、材料費、教材購入費、資料印刷代等
備品購入費	外国人実習生の就業・生活環境の改善に資する備品の購入費
研修費	資格取得の講習費用に係る費用
その他経費	市長が特に必要と認める経費

※対象外経費は以下のとおりとする。

- (1) 補助事業に要したことが明確に区分できない経費  
(例) 社用車のガソリン代、電話代等
- (2) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費  
(例) パソコン、プリンター、タブレット端末等
- (3) 申請者または同一企業の社員への謝礼の支払い
- (4) 入国前・入国後研修に係る費用